

見守り安心ネットワーク活動

一人と人との絆を大切に、支えあい助け合うために

1. 見守り安心ネットワークとは

在宅の高齢や障害、疾病等のため日常生活に不安がある方々や児童等で手助けが必要な方々に対して、日頃から隣近所の人たちが、見守り・声かけ・安否確認等を行なうものです。

活動に関わることで、誰もが安全で安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めるものです。

災害時や緊急時に素早く助け合うためには、日頃の支援体制づくりが重要となってきます。

2. 誰を見守るのですか

日常の生活や健康状態が不安な方、非常時の対応が心配な一人暮らしの高齢者、認知症高齢者、高齢者だけの世帯、障害者世帯などの方々を見守ります。

町会独自の台帳で把握している要援護者の方、また、松本市災害時等要援護者登録制度に登録された方々も見守りの対象者になります。

3. 誰が、どんな方法で見守るのですか

見守られる方の意思を尊重した上で、近隣地域の皆さんが、見守ります。まずは、声かけ・話し相手（電話でも可）、また顔を見たか、カーテンが開閉されているか、新聞・郵便物がたまっていないか、夜間電気がついているか……といった気づかいをするなど、無理のない方法で見守ります。

4. なぜ見守る必要があるのですか

日頃の見守り・声かけや、定期的な訪問による会話などを通して、安否確認や健康状態等を把握することにより、事故を未然に防いだり、緊急事態を素早く発見し、対応するためです。

また、ゴミ出しや清掃、雪かき、友愛訪問等の近隣住民同士の支援活動につながる効果もあります。

5. 見守り安心ネットワークのステップ

- ・きざし 一人暮らしになった ひきこもりがち 怒鳴り声がきこえる等
- ・気づき 新聞がたまっている 最近見かけない 具合が悪そうに見える等
- ・見守り 見張りにならない見守り プライバシーにも配慮した見守り

・見守り安心ネットワークは、「さりげない見守り」

・知り合いの高齢者、障害のある方などに対して、隣近所の方々が「あれ？ どうしたのかな？」「ちょっと心配で…」といった身近な気づきを、見逃さない。

6. 見守り安心ネットワークの活動

・見守り安心ネットワーク活動の3つの約束

① 家を留守にする時には、必ず近所の方に「いつまで留守」にするのかを伝えている。

② 新聞が取り込まれていない。電灯が点いていない。等の不審な時には、連絡する

③ 緊急連絡先を変更する時には、連絡する。

・定期的に一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を訪問し、安否を確認している。

・サロンを開催している

・おたのしみ会を開催

・ふれあい市場（朝市へ地域住民が集うことで、交流が深まっている）

・もしもの時の連絡先保管

・町内パトロール

・情報交換

・町会独自のふれあい健康教室の実施

・一人暮らし高齢者等の日頃からの見守り活動

・子供達への見守り活動

登下校時に「あいさつ」等声掛けしながら見守りを行います。

・支え合い雪かき支援活動

高齢者宅の除雪

登下校時の通学路の除雪

（除雪時に車で横を通過する時には、徐行をお願いいたします）

（通勤・通学時に除雪をされている方に「あいさつ」等の声掛けも絆を深まります）

7. 困った時や緊急時には、専門機関へ

見守り対象者の異常や緊急事態を発見した場合は、近隣の関係者に連絡を取った上で、早期の支援をお願いいたします。

住民同士の助け合いでは対応が困難な場合もありますので、専門機関（医師、警察署、消防署、市役所、地域包括支援センター、市社会福祉協議会等）と連携を取りながら活動することが大切です。

松本市社会福祉協議会では、見守り安心ネットワークの充実に向けて、行政等関係機関とも連携をとりながら支援してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 地域福祉課

〒390-0833 松本市双葉 4-16 TEL 27-3381 FAX 27-2239